

# 松本市議会

## 第1回議会報告会



平成22年2月10日

# 市議会の仕組み

- ・ 活動について

(説明 議会運営委員会 牛山 輝雄 委員長)

# 議会とは

○日本国憲法では

県や市の議事機関として「議会」を必ず設置

議事機関（議決機関）＝市議会（合議制）

・行政運営の基本的事項を審議・決定

（合議制 複数の構成員で決定する制度）

[参 考]

執行機関＝市長（独任制）、教育委員会等

・行政を執行する権限をもつ

# 市議会の役割

- 1 議案について活発に議論  
松本市の方針として決定（議決）  
[議 案]
  - 市の事務事業の根拠となる条例
  - 事務事業に必要な予算 など
- 2 市民の意見・要望を市の事務事業に反映
- 3 議決した議案の執行状況をチェック
- 4 議会として条例や意見書等の議案を提出

## (本会議の様子)



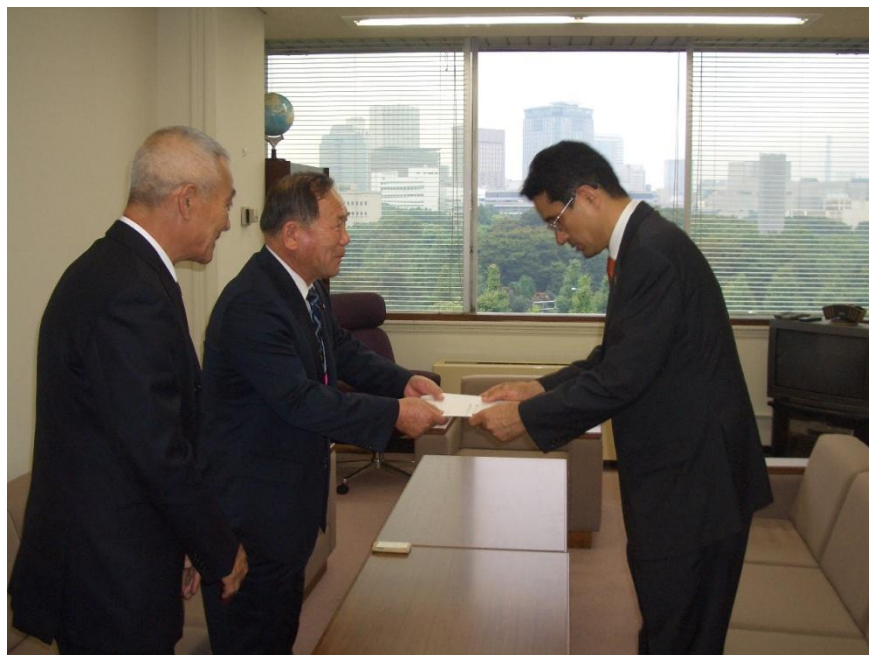
# 市議会と市長

- 1 市の事務事業は  
市議会の議決に基づいて  
市長が責任をもって執行
- 2 市議会と市長は  
お互いに意見を出し合い  
相互のけん制作用による調和を図り  
民主的で公正な行政運営を心がけ  
ともに市勢発展のために活動

# 市議会の権限

- 議決権 ・ ・ 条例や予算等の議案を議決すること
- 調査権 ・ ・ 市の事務事業の内容や執行状況を調査すること
- 選挙権 ・ ・ 議長・副議長のほか、選挙管理委員会委員などを選挙すること
- 同意権 ・ ・ 副市長、教育委員会委員、監査委員などを市長が選任することに同意すること
- その他 ・ ・ 国や県などに意見書を提出すること

# 国土交通省、県、県議会へ意見書を提出 (信州まつもと空港の路線存続、平成21年9月)





# 市議会の仕組み

## 議員

議員の任期 4年

現在の任期 平成19年5月1日から  
平成23年4月30日まで

議員定数 34人  
(地方自治法による上限数38人)

現員数 39人(男性32人、女性7人)  
(平成17年の合併に伴う定数特例  
適用の定数、平成23年4月まで)

[平成22年3月31日の波田町との合併により  
波田選挙区で3人を選挙]

# 改選後、初めて全議員39人が集まった議員協議会 (平成19年5月)



## 議長・副議長

議長・副議長 任期は2年（申し合わせ）  
5月の臨時会で選挙（隔年）

議長

議会を代表

議場の秩序を保ち、議事を整理

副議長

議長の不在時・欠員時に

議長の代わりを務めます

## [現在の議長・副議長]

赤羽正弘 議長

小林繁男 副議長



# 会 派

議会内で結成される同志的なグループ

自分達の考えを効果的に市政に反映

松本市議会は議員3人以上で構成

会派の所属議員数によって委員会委員や質問時間を配分

## [会派別議員数]

○新風会 11人

○政友会 6人

○翠政会 5人

○新政・みらい・行革110番 7人

○日本共産党・しがの風 6人

○公明党 4人

## [党派別議員数]

○日本共産党 5人

○社会民主党 2人

○無所属 27人

○公明党 4人

○諸 派 1人